

議案第 25 号

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例
の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例
(平成26年宇治市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「員数」を「員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
あります。